

ふくしま県産材利用推進計画

令和4年4月

福島県

I 計画策定の趣旨、位置付け

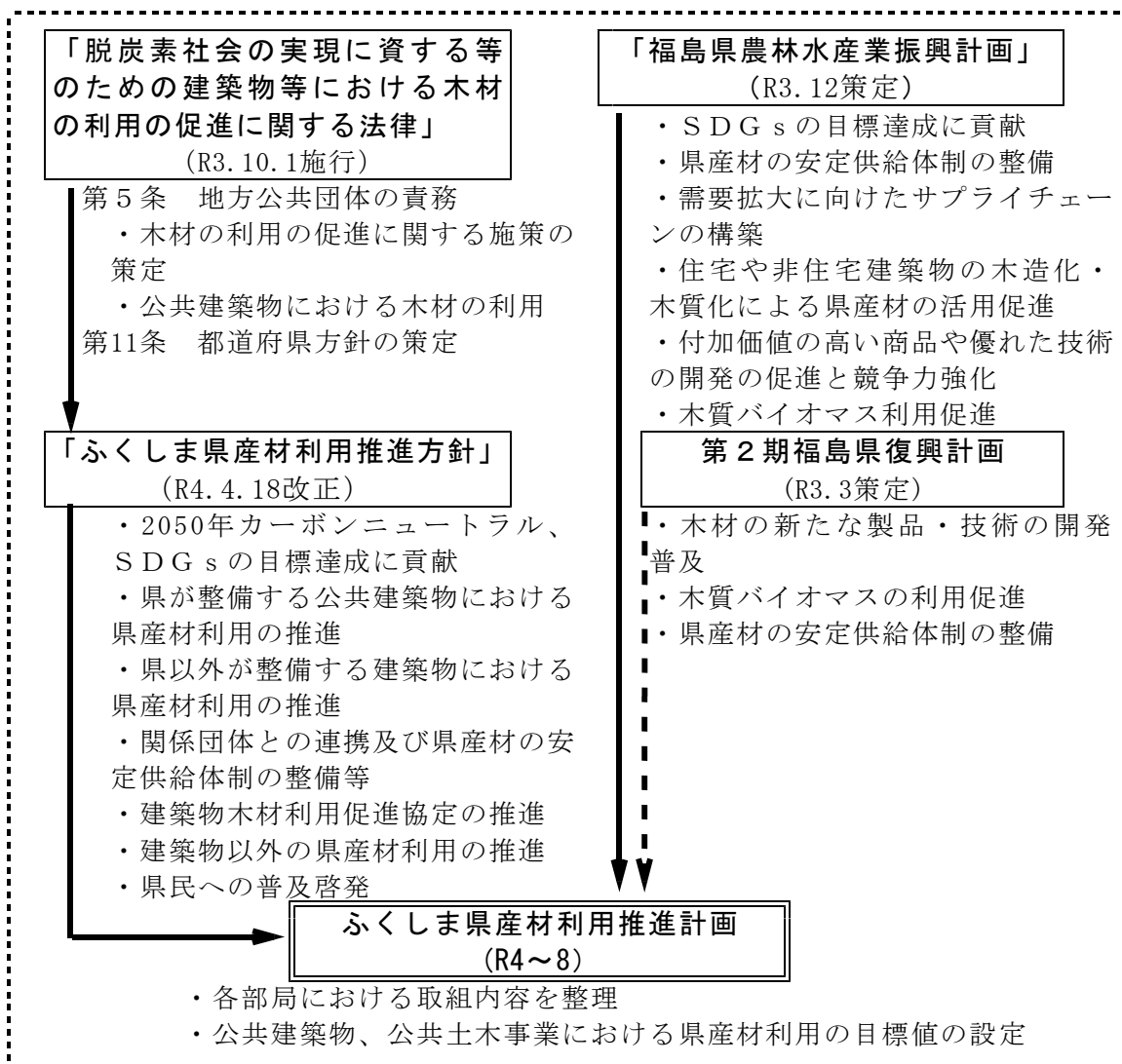
1 計画策定の趣旨（ねらい）

「ふくしま県産材利用推進方針」（令和4年4月18日改正）（以下「県方針」という。）の趣旨の実現のため、県が整備する公共建築物への利用を始めとする、県産材利用の推進に関する具体的な取組内容や目標等を県方針8に基づき計画として策定することを通じて、市町村、民間事業者、県民への県産材の利用促進を図ります。

2 計画の位置付け

この計画は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）に基づく国の基本方針に即して定める県方針の具体的な取組計画として定めるとともに、再生可能な資源である県産材の利用を一層推進することで「福島県農林水産業振興計画」に掲げる「県産材の安定供給体制の整備と木造化・木質化による県産材の活用」を図り、震災からの復興・創生を着実に進めて更に加速させる計画として位置付けます。

《ふくしま県産材利用推進計画の位置付け》



Ⅱ 計画における基本的な事項

1 取組項目

本計画における取組項目は以下のとおりとします。

- (1) 県が整備する公共建築物における県産材利用の推進
- (2) 県以外が整備する建築物における県産材利用の促進
- (3) 関係団体との連携及び県産材の安定供給体制の整備等
- (4) 建築物木材利用促進協定の推進
- (5) 建築物以外の県産材利用の推進
- (6) 県民への普及啓発

2 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 推進体制

本計画の推進は、ふくしま県産材利用推進会議設置要領第3に基づき開催する庁内連絡会議である「ふくしま県産材利用推進会議」（以下「推進会議」という。）及び、同要領第6に基づき開催する出先機関における連絡会議である「ふくしま県産材利用推進地方連絡会議」（以下「地方連絡会議」という。）において行います。

なお、地方連絡会議の構成例は、別表1のとおりとします。

4 進行管理

(1) 目標値に対する実績等の公表

推進会議は、IV3のとおり、本計画で定める目標値に対する年度ごとの実績等の公表を行います。

(2) 地方連絡会議における活動の報告

地方連絡会議は、市町村等が実施した公共建築物及び公共土木事業における実績を年度ごとに取りまとめ、推進会議へ報告します。

Ⅲ 取組項目

1 県が整備する公共建築物における県産材利用の推進の取組

県が整備する公共建築物における県産材利用については、以下のとおり取り組みます。

(1) 整備方針、基本構想又は基本計画での木造化・木質化の検討

① 県方針2(1)で定める整備方針、基本構想又は基本計画（以下「基本構想等」という。）における木造化・木質化の検討は、ふくしま県産材利用推進会議設置要領第4の幹事会のもとに部会を設置して行います。

② 基本構想等を作成しない公共建築物にあっては、建築に関する予算協議前（設計委託の予算化前年）に①と同様に検討を行います。

なお、プレハブ倉庫等、建築物の設計を行わない公共建築物や施設の模様替（改修）及び修繕は部会での検討対象外としますが、県方針及び本計画に基づき主務課で検討を行い、木造化・木質化を図

ります。

- ③ 部会の構成員は、公共建築物を建築しようとする主務課、営繕課及び林業振興課等とします。
- ④ 公共建築物を建築しようとする主務課は、部会を構成する各課へ整備年度や整備規模等、検討に必要な情報を提供します。
- ⑤ 部会は、施設の規模や用途、技術面や県方針2(4)に示す留意事項を考慮し、付属資料1(部会検討のイメージ図)に基づき検討を行い、原則として木造化・木質化を図られるようにします。特に、県民の目に触れる機会が多い建築箇所(参考資料1)を有する公共建築物については、優先的に木質化を図ります。
- ⑥ 主務課は、部会による検討結果を最大限反映した形で基本構想等を取りまとめます。
- ⑦ 基本構想等の取りまとめ後においても必要に応じて部会での検討を行い、木造化・木質化を推進します。

(2) 県産材による木造化・木質化の実施

- ① 県方針2(2)で定めるとおり、基本構想等で木造化・木質化すべきとした施設の整備は、基本設計、実施設計においても、原則として県産材が利用できるよう、県方針2(4)に基づき取り組みます。
- ② 林業振興課は、県産材で供給可能な建築部材の樹種、性能、寸法等について取りまとめを行い、ホームページで公表します。また、公共建築物を整備しようとする主務課と協力し、県産材の概算利用量や建築に利用する主な規格等を取りまとめ、併せてホームページで公表します。
- ③ 県方針2(2)におけるやむを得ない理由により県産材の利用が困難な場合とは、別表2に示す内容を指しますが、これ以外の理由により県産材の利用が困難な場合には、主務課において理由を整理するとともに、地域材を優先的に利用します。

(3) 木質バイオマスエネルギーとしての県産材の利用

- ① 県方針2(3)で定める木質バイオマスエネルギーとしての県産材の利用は、基本構想等で木質バイオマスボイラー等を設置すべきとした施設を対象とし、利用する燃料は原則として県産材に由来する燃料とします。
- ② やむを得ない理由により県産材に由来する燃料を利用することができない場合は、施設を管理する主務課においてその理由を整理するとともに、地域材に由来する燃料を優先的に利用します。

2 県以外が整備する建築物における県産材利用の促進の取組

(1) 市町村が整備する公共建築物における県産材利用の促進

- ① 県は、県方針3(1)に基づき、市町村が作成する建築物の木材の利用の促進に関する方針(以下「市町村方針」という。)の策定及び改正に向けて、指導や助言などを行います。
- ② 県は、木材の供給に関する情報や県産材を始めとする木材を利用する場合に活用可能な補助事業の情報、木造建築物の設計及び施工に関する技術基準、講習会の情報等を提供し、市町村方針に基づき整備する公共建築物において県産材利用を促進します。

(2) 民間建築物における県産材利用の促進

県は、県方針3(2)に基づき、民間建築物を建設する事業者に対し、県方針を周知するとともに、木材の供給に関する情報や県産材を始めとする木材を利用する場合に活用可能な補助事業の情報、木造建築物の設計及び施工に関する技術基準、講習会の情報等を提供します。

3 関係団体との連携及び県産材の安定供給体制の整備等の取組

(1) 関係団体間の連携体制強化と安定供給体制の整備

- ① 県は、県方針4(1)に基づき、関係団体間の調整や情報提供等によりサプライチェーンの構築を支援し、県産材の流通量の確保を図ります。
- ② 県は、木材の生産や流通などの関係者を委員とする福島県木材流通対策協議会を開催し、県産材の需給動向、価格動向、県産材の流通等の問題点とその対応について協議します。協議結果は主要木材の短期需給見通しとして取りまとめ、ホームページで公表します。
- ③ 県は、地方連絡会議において、市町村や関係機関で県産材利用に関する情報の共有を図ります。

(2) 木造建築物の設計及び施工に係る技術の普及推進

県は、県方針4(2)に基づき、建築物の設計又は施工を行う事業者に対して、木造建築物の設計及び施工に関する技術基準、講習会の情報等を提供します。

(3) 木材製造高度化計画の認定

県は、法第17条第4項に基づき、農林水産大臣より協議があった場合には、県方針4(3)に基づき、処理を行います。

(4) 品質、性能が明確な県産材の供給体制の推進と強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術開発及び普及推進

- ① 県は、県方針4(4)に基づき、民間事業者等が行う木材の乾燥、加工施設の整備に関する支援や整備計画に関する助言、指導を行います。
- ② 県は、品質、性能が明確な県産材の供給体制の整備を推進するため、県内の製材工場等に対して、製材品のJAS認証取得に対する指導、助言や働きかけを行い、JAS認証工場数の増加を図ります。
- ③ 県は、民間事業者等が実施する加工技術、製品開発、販路拡大に対する支援を行うとともに、試験研究機関による研究成果や新製品、新技術に関する情報発信に努めます。

4 建築物木材利用促進協定の推進の取組

- ① 県は、県方針5に基づき、建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結に向け、建築主である事業者又はその他の事業者等を支援します。
- ② 協定締結の具体的な手続きは別に定めます。
- ③ 県は、協定締結内容等をホームページで公表します。

5 建築物以外の県産材利用の推進の取組

(1) 県が購入する備品等における木製品の利用

県の各部局は、県方針6(1)に基づき、県産材に由来する木製品の利用について下記のとおり取り組みます。

部 局 名	取組内容
総 務 部	○県庁舎の設備・備品調達時における県産木製品の利用。
企画調整部	○備品等について、県産材製品が単価契約物品に盛り込まれた場合、優先的な購入を検討する。
生活環境部	○消耗品の調達に関して、県産材製品の利用に努める。
保健福祉部	○消耗品の調達に関して、県産材製品の利用に努める。
商工労働部	○木製品の調達に関して、県産材製品の利用に努める。 ○ハイテクプラザの木工関連の技術開発等における県産材の利用。 ○福島県観光物産館（コラッセふくしま1階）の商品棚等への県産材の利用。
農林水産部	○卓上席札等への県産材の利用。 ○優良農林水産土木工事表彰における木製の表彰楯の贈呈。 ○森の案内人、グリーンフォレスター認定書への県産桐紙の利用。 ○農林水産試験研究施設内の案内看板等への県産材の利用。 ○消耗品の調達に関して、県産材製品の利用に努める。
土 木 部	○備品等の調達に関して、県産材製品の利用に努める。 ○工事名標示板への県産材の利用。
出 納 局	○備品等を購入する際、コスト等を考慮しながら、できる限り県産材が利用された製品を購入するように努める。
企 業 局	○消耗品の調達に関して、県産材製品の利用に努める。
教 育 庁	○消耗品の調達に関して、県産材製品の利用に努める。
警察本部	○備品、表彰楯を購入する際、コスト等を考慮し、できる限り、県産材が利用された製品を購入するように努める。

(2) 公共土木事業等における県産材利用

公共土木事業等を実施する県の各部局は、県方針6(2)に基づき、下記のとおり取り組みます。

部 局 名	県産材を利用する工種・施設等
生活環境部	木道 等
農林水産部	丸太法面工、テリネーター 柵工、筋工、間伐材型枠工 水路工、階段工 等
土 木 部	木工沈床 植栽木支柱、四阿 ^{あずまや} 街路樹支柱、木柵 丸太路盤工、木製法枠工 等

(3) 木質バイオマスの利用推進

- ① 県は、県方針6(3)に基づき、各種イベントや広報を活用し、木質バイオマスエネルギー利用の普及啓発を図ります。
- ② 県は、木質バイオマス利用暖房機器（ペレットストーブ等）の民間住宅等への導入を推進します。

6 県民への普及啓発の取組

(1) 木育の推進

県は、県方針7に基づき、木工工作に利用できる木材等を県内小中学校に配布し、児童、生徒などが木製品に接する機会や木材による物づくりを学習、体験する機会の創出や木育を担う人材の育成など、木育を推進します。

(2) 県民への情報発信

県は、2050年カーボンニュートラルの実現、SDGsの目標達成などの木材の優れた環境貢献度や木材の“癒やし”について、木材利用促進月間（10月）に開催する福島県林業祭等各種イベントでPRし、県産材の利用に関する意識醸成を図ります。

IV 取組項目に対する目標及び実績の公表

1 公共建築物の整備に対する目標

県が整備する公共建築物における木造化、木質化の目標値は、以下のとおりとします。

なお、目標値の設定の考え方については、付属資料2のとおりとします。

- (1) 木造化に関する目標値 (令和8年度の目標値とします。)

木造化率 ^{※1}	100%
--------------------	------

単位面積当たりの県産材及び地域材利用量	0.20m ³ /m ²
---------------------	------------------------------------

- (2) 木質化に関する目標値 (令和8年度の目標値とします。)

木質化率 ^{※2}	100%
--------------------	------

※1 県方針2(1)で木造化するとした公共建築物が対象

※2 県方針2(1)で木質化するとした公共建築物が対象

2 県が実施する公共土木事業における県産材利用の目標

県の各部局が実施する公共土木事業における県産材利用の目標値は、以下のとおりとします。

単年度毎の県産材利用量 ^{※1}	5,000m ³
---------------------------	---------------------

※1 県の各部局が実施する公共土木事業での利用量の総数

3 目標に対する実績等の公表

県は、県方針8及び本計画Ⅱ4(1)に基づき、1及び2の各年度の実績及び県内新築住宅着工戸数、木造化率など、県産材の利用推進に必要な情報を取りまとめ、ホームページで公表します。

別表 1**ふくしま県産材利用推進地方連絡会議（構成例）**

国 関 係	森林管理署
県 関 係	農林事務所、建設事務所、教育事務所 等
市町村関係	農林・産業振興・建設担当課 等
関係団体等	流域林業活性化センター、森林組合 等

※事務局 各農林事務所

別表 2**やむを得ない理由により県産材の利用が困難な場合**

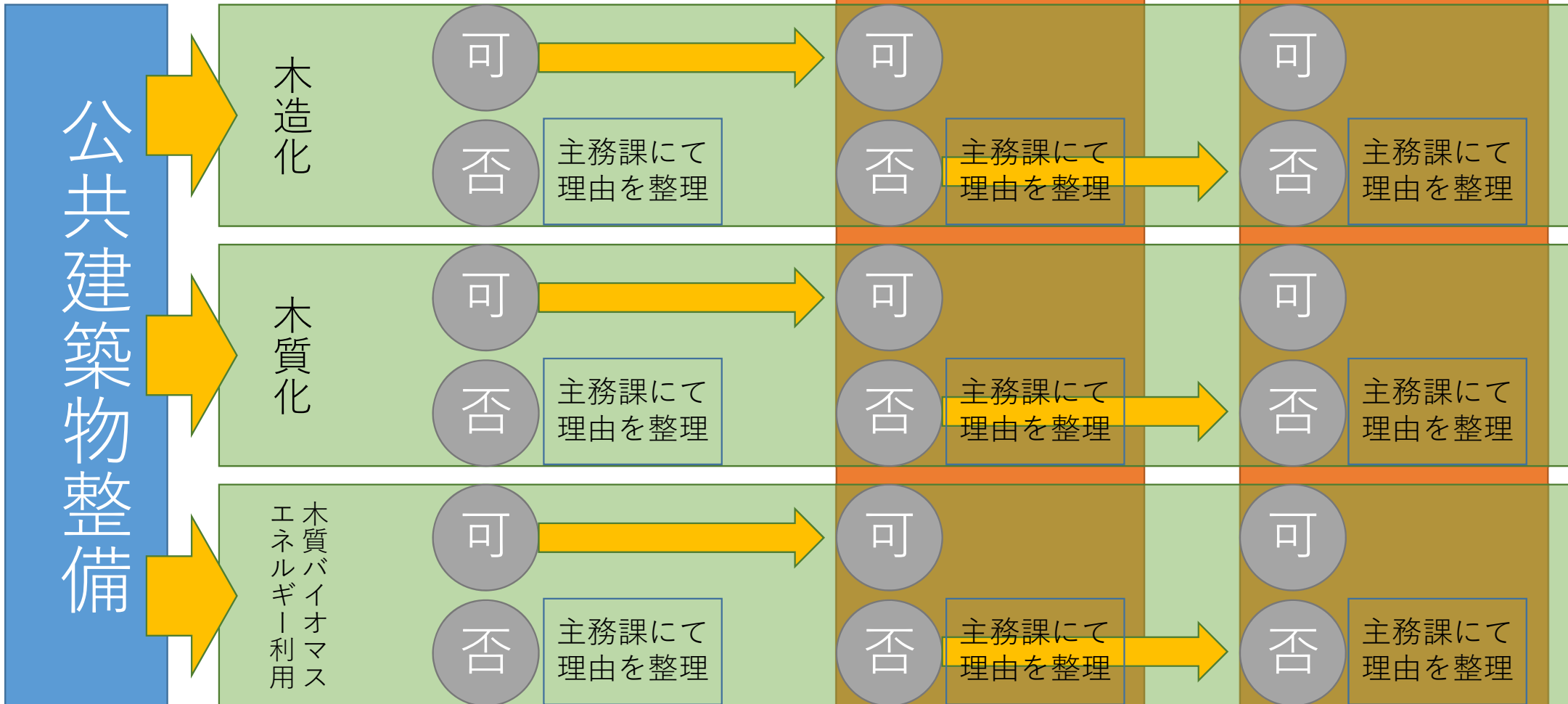
①	基本構想等や基本設計・実施設計の段階において、施設の規模や用途の関係上、県産材を利用できない特殊な構法や県産材では加工できない製品を利用した設計とせざるを得ない場合
②	一般に流通している県産材を利用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等による建設コストの適正な管理を行っても、県産材を利用することにより大幅なコスト増加となり、増加分の予算を確保することができない場合
③	建築工事において、天災、その他の受注者の責めに帰することができない事由により、県産材の調達が困難となった場合、又は、県産材を利用することにより材料の調達に長期間を要し、工期内に完成することができない場合

(付属資料1)

部会検討（基本構想・基本設計・実施設計時など）のイメージ図
※部会を開催しない公共建築物の整備においては、主務課で検討を行う。

県産材利用

地域材利用



付属資料2

「ふくしま県産材利用推進計画」における目標値について

○木造化率

目標値 100%

県が新築、増築または改築した公共建築物で、基本構想等で木造化すべきと判断された建築物のうち、木造化により整備した建築物の割合(棟数ベース)を示します。

$$\text{※木造化率 (\%)} = \frac{\text{内、木造化により整備した建築物 (年間)}}{\text{基本構想等で木造化すべきと判断された建築物 (年間)}} \times 100$$

〈目標値設定の考え方〉

県方針において、基本構想等で木造化すべきと判断された建築物はすべて木造化していることから、目標値を100%に設定します。

なお、過去3年間(※H30～R2)において、県が整備した公共建築物における木造率(棟数ベース)は、年度毎に28～50%となっておりますが、規模や用途等から木造化できない施設も含まれているため、参考値となります。

○単位面積当たりの県産材及び地域材利用量

目標値 0.20m³/m²

県が新築、増築または改築した公共建築物で、基本構想等で木造化すべきとした建築物のうち、木造化により整備した建築物において、県産材及び地域材利用量の合計(m³)を延べ面積の合計(m²)で除した値とします。

なお、木造と他構造のハイブリット構造を採用した場合には、県産材及び地域材利用量の合計(m³)を木造化した部分の延べ面積の合計(m²)で除した値とします。

〈目標値設定の考え方〉

平成26年度から直近の令和2年度までの木造建築物における単位面積あたりの木材利用量は平均で0.20m³/m²であるため、0.20m³/m²を単位面積当たりの県産材及び地域材の利用量の目標値とします。

なお、平成26年度から直近の令和2年度までの木造建築物における単位面積当たりの県産材利用量は0.10m³/m²であり、目標値のすべてを県産材に置き換えることは現時点では困難であるため、単位面積当たりの利用量は県産材と地域材の合計としています。

○木質化率

目標値 100%

県が新築、増築または改築した公共建築物で、基本構想等で木質化すべきと判断された建築物のうち、木質化した建築物の割合(棟数ベース)を示します。

$$\text{※木質化率（％）} = \frac{\text{内、外装等の木質化を実施した建築物（年間）}}{\text{基本構想等で木質化すべきと判断された建築物（年間）}} \times 100$$

〈目標値設定の考え方〉

県方針において、基本構想等で木質化すべきと判断された建築物はすべて木質化することから、目標値を100%に設定します。

なお、過去3年間（※H30～R2）において、県が整備した公共建築物における木質化率（棟数ベース）は、年度毎に50～88%となっておりますが、用途等から木質化できない施設も含まれているため、参考値となります。

○公共土木事業における県産材利用量 目標値 5,000m³

県の各部局が実施する公共土木事業における県産材利用量の総数（m³）とします。

〈目標値設定の考え方〉

公共土木事業における木材利用量は、東日本大震災で流出した海岸防災林の整備などで県産材を多く利用したことから、3年間の平均利用量は、前計画の目標値である5,000m³を上回る、約6,100m³となっておりますが、今後は復興事業の減が想定されることから、前計画と同じ5,000m³を目標値に設定します。

参考資料 1

県民の目に触れる機会が多い箇所

建築物の用途	内装	外装
庁舎・駐在所 事務所等	① 居室関係 ア 県民相談室 イ 休養室 ウ 会議室 エ 所長室 オ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所 ② 通路関係 ア エントランスホール イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所	外壁等 (軒天等)
学校等	① 居室関係 ア 教室 イ 応接室 ウ 教育相談室 エ 進路指導室 オ 校長室 カ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所 ② 通路関係 ア 玄関 イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所	同上
文化・スポーツ施設等	① 居室関係 ア 展示室 イ アリーナ ウ 会議室 エ 館長室 オ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所 ② 通路関係 ア エントランスホール イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所	同上
社会福祉施設・病院等	① 居室関係 ア 入居者室 イ 病室 ウ 相談室 エ 食堂	同上

	オ 集会室 カ 所長室（院長室） キ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所 ② 通路関係 ア エントランスホール・待合室 イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所	
県営住宅・職員公舎等	① 主たる居室 ② 玄関・廊下等	同上
上記以外の施設用途で木質化することが好ましい施設	多くの県民が利用する居室、通路等	同上